

仕 様 書

- 1 物品名
業務用ノート型パソコン（令和5年度）その1
- 2 数量
588 台
- 3 納入期限及び借入期間
 - (1) 納入期限
令和5年（2023年）11月30日（木）
 - (2) 借入期間
令和6年（2024年）1月1日～令和10年（2028年）12月31日
- 4 納入及び検査場所
札幌市内の指定場所（1箇所）。
具体的な納入場所については、契約締結後、納入前までに別途指示する。
なお、納入については、別途委託を予定する設定業務の受託者と打ち合わせの上、11月1日（水）から11月30日（木）までの期間内に実施すること。
ただし、設定業務の受託者が許諾する場合は、10月31日（火）以前の納入も可とする。
- 5 連絡先
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課
札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 菊水分庁舎
電話：011-826-6379 担当：高村
- 6 規格
 - (1) 形状
ノート型であること。なお、ディスプレイ部分とキーボード部分が分離可能な形式のものは認めない。
 - (2) OS
Windows 11 Pro 64bit の使用権が含まれていること。また、納入後の設定において、Windows 10 Pro 64bit のインストールを想定するため、Windows 10 Pro 64bit に対応したドライバ等が提供可能なこと。
 - (3) CPU

インテル製であること。11世代 Core i3-1125G4 または i3-1115G4 と同等以上の性能を有すること。

(4) メモリ

8GB 以上であり、拡張可能なこと（8GB 以上×1 の構成であり、空きスロットを1つ以上有すること。）もしくは16GB 以上であること。

(5) 記憶装置

SSD128GB 以上であること。

(6) インターフェース

ア LAN

RJ-45 コネクタを1つ以上内蔵すること。

1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Wake on Lan 対応であること。

イ USB

USB Type-C ポートを2つ以上、USB3.1（転送速度5Gbps程度）以上に
対応したUSB Type-A ポートを2つ以上それぞれ内蔵すること。

ウ 画面出力

HDMI 端子を1つ以上内蔵すること。

エ 音声端子

ヘッドホン及びマイクを接続可能な端子を1つ以上内蔵すること。

(7) WEB カメラ

画面解像度 720P 以上または有効画素数 92 万画素以上のWEBカメラを
1つ以上内蔵すること。

(8) オーディオ

スピーカー及びマイクを内蔵すること。

(9) 無線 LAN

IEEE802.11ax(Wi-Fi6)対応かつ IEEE802.11ac/a/b/g/n 及び BluetoothV5
以上を内蔵すること。

(10) セキュリティ機能

ア 認証

指紋センサー及び顔認証センサーを内蔵すること。

また、TPM(TCG Ver2.0 準拠)を搭載すること。

イ データ消去

記憶装置(SSD)のデータを完全に消去可能なツールが製品本体に標準
添付または標準搭載されていること。

(11) ディスプレイ

13.3型以上14型以下の液晶であること。解像度はフルHD(1920×1080)
以上であること。

(12) キーボード

JIS 配列の日本語アイソレーションキーボードを搭載していること。

(13) 電源

充電式バッテリーを内蔵し、バッテリー駆動時間が 10 時間以上であること。また、充電用の AC アダプタが付属し、AC アダプタの電源コードは 100V AC 用で、日本国内向け平行 2P で差し込みできること。

(14) 重量

バッテリーを搭載した本体重量が 1Kg 程度以下であること。

(15) 寸法

本体の外形が 315×240×20 [W×D×H (mm)] 程度以内であること。

(16) その他

ア グリーン購入法適合品（一般行政事務用）であること、又は国際エネルギースタープログラムやエコマークラベル等の環境ラベルが付されていること。

イ JEITA [PC 及びタブレット端末に関する VOC 放散速度指針値] の基準に適合していること。

ウ 新品であり、同一メーカー・同一商品とすること。

エ 修理時に記憶装置交換となった際には買取りに応じること。

オ Windows 11 pro 64bit OS 及び Windows 10 pro 64bit OS へのリカバリ用媒体を担当課に 1 セット納入すること。

（メーカー純正品であり、複製は不可とする。）

（カタログ等に商品記載のない場合、メーカーによる出荷証明書を応募前に提出すること。）

カ 納入後 1 年以上のメーカー保証を有すること。また、借入期間を通じて部品等の供給が可能であり、有償での故障修理対応が可能なこと。

キ 納入事業者は、納入物品のメーカーを問わず、修理及びメンテナンスの対応窓口となること。

ク 納入に係る費用を入札金額に含めること。なお、納入の際に梱包を解く必要はないが、機器設定時に初期不良が見つかった場合は、メーカーの保証規定に従い、交換または修理等が可能なこと。

ケ 借入期間が満了した借入物品は、受注者が回収日程等について、納入物品の配備対象課（約 25 拠点・40 課）の担当者と協議した上で訪問回収を行うこととし、その経費を見積（入札）金額に含めること。

コ 借入期間が満了した借入物品の買取り又は再リースについて、協議可能なこと。

7 特記事項

- (1) 納入場所及び納入日時等について、事前に担当課と打ち合わせをすること。
- (2) ネットワーク設定及び調整を行った後に、正常に一体として最良の状態
機能しない場合は、受注者が原因究明に協力すること。(なお、ネットワー
ク設定及び調整は別途本市が委託した業者が行う。)